

介護老人保健施設

指定（介護予防）短期入所療養介護 重要事項説明書

（重要事項説明書の目的）

第1条 介護老人保健施設日立養力センター（以下「当施設」という。）は、要支援状態または、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、指定（介護予防）短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

（適用期間）

第2条 1. 本重要事項説明書は、利用者が介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、重要事項説明書、別紙1、別紙2、別紙3、及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定（介護予防）短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ③利用者及び保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条
1. 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく指定（介護予防）短期入所療養介護の対価として、別紙に定めた料金をもとに計算された合計額及び個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。（但し、当施設は上記利用料を変更することがあります。）
 2. 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日に発行し、利用者及び保証人は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 3. 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人に領収書を発行します。銀行振込の場合は、利用者及び保証人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

- 第6条
1. 当施設は、利用者の指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
 2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条
- 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、施設長が判断し、利用者又は保証人に説明し、同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

(虐待防止)

- 第8条
1. 当施設は利用者の人権の擁護及び虐待防止のための措置を講じます。
 2. 当施設は指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に当たり、当施設の従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
 3. 虐待防止委員会を定期的で開催し、虐待防止委員長を虐待防止責任者として設置する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 1. 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または保証人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等でも事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(成年後見制度の活用)

- 第10条 当施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

(緊急時の対応)

- 第11条 1. 当施設は、利用者に対し、当施設における指定（介護予防）短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
2. 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第12条 1. 迅速な事故処理をします。
2. 利用者の家族・市町村等に連絡を取ります。
 3. 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
 4. 再発防止策を講じます。

(非常災害対策)

- 第13条 1. 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
2. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
 3. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回）

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者及び保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について、当施設職員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
施設は誠意をもって対応致します。

<苦情受付窓口>

○岡山市東区吉原 247-1

介護老人保健施設 日立養力センター

TEL 086-944-1177

受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30 (日・祝日休)

担当者 苦情解決責任者：看護主任

苦情受付担当者：介護士 ・リハビリ職員 ・支援相談員
介護支援専門員 ・事務職員

<行政機関その他苦情受付機関>

○岡山市北区桑田町 17-5

岡山県国民健康保険団体連合会

TEL 086-223-8811

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

○岡山市北区大供3丁目 1-18 KSB 会館4階

岡山市保健福祉局事業者指導課施設指導係

TEL 086-212-1014

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(賠償責任)

第15条 1. 指定(介護予防)短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 本重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。
岡山市、瀬戸内市

<別紙1>

指定（介護予防）短期入所療養介護事業所サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当事業所でのサービスは、要介護者・要支援者の家庭等での生活を継続をさせるために立案された居宅介護サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

医 療：指定（介護予防）短期入所療養介護事業所は医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介 護：居宅介護サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名称：社会医療法人盛全会 介護老人保健施設 日立養力センター
- ・開設年月日：平成6年11月1日
- ・所在地：岡山市東区吉原247-1
- ・電話番号：086-944-1177
- ・FAX番号：086-944-1465
- ・管理者：高橋 徹
- ・介護保険指定番号：短期入所療養介護（3350180091）

（2）指定（介護予防）短期入所療養介護の目的と運営方針

【指定（介護予防）短期入所療養介護の目的】

短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる事を目的とする。

【介護老人保健施設 日立養力センターの運営方針】

1. 当施設の従業者は、利用者がその有する能力に応じて可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、療養介護サービス（介護予防サービス）計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療行為並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び家族の負担の軽減を目指す。
2. 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
3. 従業者は利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って療養介護サービスの提供に努める。
4. 従業者は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 職員の体制

- ・ 施設長（施設の管理運営、職員全体の指導監督）… 1人
- ・ 医師（利用者の健康管理・診察業務）… 3人（施設長を含む）
- ・ 薬剤師（医師の指示に基づく調剤業務、施設で保管する薬剤の管理）… 2人
- ・ 看護職員（医師の指示に基づく療養上の看護、生活介護の援助、医療情報の管理、施設サービス計画に基づく看護）… 11人
- ・ 介護職員（看護業務の補助、利用者の施設サービス計画に基づく介護）… 30人
- ・ 支援相談員（入所相談の窓口、利用者及び家族のニーズ、地域のニーズ把握、生活相談、レクリエーション計画、ボランティアの指導、各行政との連携、退所後のフォローアップ等）… 1人
- ・ 理学・作業療法士・言語聴覚士（医師の指示に基づく機能訓練（集団・個別）、家族への生活指導、訪問指導等）… 5人
- ・ 管理栄養士（栄養及び給食の管理指導、栄養マネジメントの実施、栄養指導、食事・厨房管理業務）… 2人
- ・ 介護支援専門員（利用者の施設サービス計画の原案作成、要介護認定及び養介護認定更新の申請手続き）… 1人

(4) 利用定員

指定（介護予防）短期入所療養介護の利用定員数は利用者が申し込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

◇生活サービス

当事業所入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：特別室、個室、2人室、4人室

食 事：朝食 8時00分～ 8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 18時00分～18時30分

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴：週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：毎週月・金曜日、理美容サービスを実施します。
(理美容サービスは業者への委託にて実施します。)

<別紙2>

◇利用料金

(1) 保険給付の自己負担額=合計額の **1割か2割か3割** **1単位=10.14円となります。**

*負担割合が変更になった場合には事務所までお知らせ下さい。

指定(介護予防)短期入所療養介護

*従来型 施設サービス費/日

<多床室の場合>

要支援1	613単位
要支援2	774単位
要介護1	830単位
要介護2	880単位
要介護3	944単位
要介護4	997単位
要介護5	1052単位

<従来型個室の場合>

要支援1	579単位
要支援2	726単位
要介護1	753単位
要介護2	801単位
要介護3	864単位
要介護4	918単位
要介護5	971単位

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 51単位/日

在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。

地域に貢献する活動を行っていること。

介護老人保健施設短期入所療養介護費の基本型を算定していること。

*夜勤職員配置加算 24単位/日

夜勤を行う看護・介護職員の勤務条件基準を満たした場合。

*サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日

介護福祉士が80%以上配置されている場合か、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合に加算。

*サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日

介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算。

*サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日

介護福祉士が50%以上配置されている場合か、当該介護老人保健施設の介護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上配置されている場合、もしくは、7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合に加算。

*療養食加算 8単位/回

医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって食事の提供が管理された場合。

*介護職員等処遇改善加算Ⅳ 5.4% (R6.6から)

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算されます。

*個別リハビリテーション実施加算 240単位/日

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合。

*重度療養管理加算 120単位/日

要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合。

*緊急短期入所受入加算(介護予防を除く) 90単位/日

利用者の状態や家族の事情等により、居宅サービス計画に位置づけられていない緊

急利用者の受入れを行った場合、介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。利用開始から7日を限度。

***緊急時治療管理 518単位/日**

利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。1月1回連続する3日を限度。

***認知症ケア加算（介護予防を除く） 76単位/日**

医師の判断により日常生活自立度がⅢ以上であって、介護を必要とする認知症の利用者に対し、サービスを行った場合。

***認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日**

***認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日**

***認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日**

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として所定単位数に加算されます。

***若年性認知症利用者受入加算 120単位/日**

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合。

***総合医学管理加算 275単位/日（10日間を限度とする）**

治療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、診療録に記載する場合。利用開始から7日を限度。

***口腔連携強化加算 50単位/回**

事業所と歯科専門職の連携のもと、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施、利用者の同意の下、歯科医療機関及びケアマネへの情報提供する

***送迎加算 184単位**

入所及び退所の際、自宅までの送迎を行った場合。（片道）

***特定介護老人保健施設短期入所療養介護費/日**

日中（日帰り）のみ短期入所療養介護を利用した時間でそれぞれの所定単位数を算定する。

（一） 3時間以上4時間未満 654単位

（二） 4時間以上6時間未満 905単位

（三） 6時間以上8時間未満 1257単位

***生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月**

***生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月**

利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること

***業務計測計画未実施減算 -1/100単位/月**

感染症や災害時、必要な介護サービスを提供できる体制を構築するための業務継続計画が未実施の場合 基本報酬を減額する

***高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100単位/月**

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減額する

***身体拘束廃止未実施減算 -1/100 単位/月 ※R6年度は経過措置**

身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合、基本報酬を減額する

(2) その他の利用料

1. 必要な利用料

①食費

施設で提供する食事をお取り頂いた場合にお支払い頂きます。

1日 1,445円となります。(朝：335円 昼：575円 夕：535円)

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

②居住費 (療養室の利用費) 1日あたり

・従来型個室 1, 728円 (R6.5までは 1,668円)

・多床室 437円 (R6.5までは 377円)

※ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

2. ご希望により必要となる利用料

③特別な室料 / 1日 (ご利用された場合には滞在費に合計されます)

・特別室 2, 200円

・個室 (トイレ付き) 1, 100円

・2人室 550円

※特別室、個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④日用品費 実費

石鹸、ボディソープ、シャンプー、リンス、タオル類等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払いいただきます。

日用品費 (セット利用) 220円 (税込) /日

1	バスタオル	週2枚以上	8	石鹸	毎日
2	フェイスタオル	週4枚以上	9	シャンプー・リンス	入浴時
3	おしぼり	毎日	10	ボディソープ	入浴時
4	食食用エプロン	必要時	11	湯上りローション	入浴時
5	Box ティッシュ	必要時	12	ミルクローション	入浴時・必要時
6	ウェットティッシュ	必要時	13	ハンドローション	必要時
7	紙タオル	必要時			

⑤希望される行事に要する費用 実費

七宝焼、お料理、手芸等クラブ活動の実費、材料費を利用者の同意を得てお支払いいただきます。

⑥電気代 1点55円/日

⑦洗濯代 実費

⑧インフルエンザ代 実費

⑨理美容代 実費

⑩文書代 (診断書等) 5, 500円

個人的にテレビ、電気毛布等の使用を希望される場合にはお支払いいただきます。

※上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段

階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別紙(利用者負担説明書)をご覧ください。

※上記以外にも利用者の同意を得てお支払い頂く場合がございます。

(3) 支払方法

- ・毎月7日に前月分の請求書を発行しますので、原則その月の20日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は中国銀行口座振替、銀行振り込みの2方法があります。利用契約時にお選びください。
銀行振り込みをご希望の方は、下記の口座をご利用ください。
その際は、振込手数料をご負担していただくことになります。

【振込先指定金融機関】

銀行名：中国銀行

支店名：西大寺支店

預金の種類：普通預金

口座名義：社会医療法人盛全会 介護老人保健施設 日立養力センター
理事長 小林 直哉

口座番号：1468918

◇他機関・施設との連携

○協力医療機関への受診

当事業所では、岡山西大寺病院に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力病院：岡山西大寺病院 岡山市東区金岡東町1-1-70

TEL086-943-2211

中里歯科医院 岡山市東区西大寺中野本町1-30

TEL086-942-7818

えたに歯科医院 岡山市東区神崎町88-1

TEL086-946-1118

○他施設の紹介

当事業所での対応が困難な状況になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

<別紙3>

利用者負担説明書

○利用者負担は、所得などの状況から5段階に分けられ、国が定める第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②・第4段階の負担軽減策が設けられています。

○入所者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②の認定を受けるには、入所者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」受ける必要があります。

この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、一旦「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○利用者負担第1・第2・第3①・第3②段階に該当するのは次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金をうけておられる方。

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得年金額の合計が80万円以下の方

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得年金額の合計が80万円超120万以下の方

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得年金額の合計が120万超の方

○利用者負担段階第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

○その他詳細については、市町村窓口におたずね下さい。

負担額一覧表（1日あたりの利用料/円）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
第1段階	300	550	0
第2段階	600		430
第3段階①	1000	1370	
第3段階②	1300		437
第4段階	1445		

<別紙4>

個人情報のお取り扱いについて

社会医療法人 盛全会
介護老人保健施設 日立養力センター

介護老人保健施設日立養力センター（以下「当施設」と呼ぶ。）は利用者様が安心して看護・介護サービスをご利用していただくため個人情報保護方針等を制定しております（施設内に掲示してありますので、ご覧ください）。掲示してあります個人情報保護方針等をお読みになり、本同事項に同意された上で、サービスをお受けいただけますようお願い致します。

- ・当施設におきまして入所者様の個人情報を以下の目的で収集・利用・第3者提供させていただきます。

【利用者様への看護・介護サービスの提供に必要な場合】

- ・当施設で利用者へ提供する看護・介護サービス
- ・利用者等への看護・介護サービスの向上
- ・質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
- ・家族等への心身の状況説明
- ・他の病院、福祉施設、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- ・入退所等の管理
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託・その他の業務委託
- ・利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・介護保険事務（会計・経理）
- ・審査支払機関又は保険者へのレセプト（介護報酬請求）の提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・各部屋入り口における利用者様の名前掲示
- ・ステーション内のナースコールボードへの名前の掲示

【その他の場合】

- ・看護・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当施設において行われる学生等の実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究
- ・行事報告、広報誌等による利用者様の写真及び生年月日の掲示
- ・外部監査機関への情報提供

【電話等照会に対する対応について】

業者等からのお問い合わせについてはお答えを致しません。

- ◆上記以外の目的のために利用者様の個人情報を収集・利用・第三者提供する場合、あらかじめ利用者様にお伝えし、同意をいただいたうえで利用いたします。
なお、ご不明な点がございましたら、当施設の相談窓口までお問い合わせください。